

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-101号
2	公募日	令和8年7月13日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	令和9年度固定資産税に係る一般路線評価業務委託
5	業務場所	能代市内
6	履行期限	令和9年1月29日
7	当該業務の主管課	総務部 税務課 電 話 番 号 0185-89-2127 ファクシミリ番号 0185-89-1764
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	固定資産税における路線価及びその他の地区の評価業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登録されていること (2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること (5) 不動産の鑑定評価に関する法律で定められた不動産鑑定業者として、国又は秋田県の登録を受けている者であること (6) 本業務に不動産鑑定士の資格を有している者を配置できること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年7月28日 (火) 午後2時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること ア 10(5)の登録を受けていることを証する書類 イ 10(6)の資格を有していることを証する書類

入札スケジュール

件 名：令和9年度固定資産税に係る一般路線評価業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年7月13日（月） 正午から 令和8年7月15日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年7月13日（月） 正午から 令和8年7月15日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年7月13日（月） 正午から 令和8年7月17日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年7月17日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年7月22日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年7月28日（火） 午後2時40分 会 場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

住所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-101号			
物 品（業 務）名	令和9年度固定資産税に係る一般路線評価業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	令和 9 年度固定資産税に係る一般路線評価業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
	電話番号 0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

(1) . . .

設 計 書

令和 9 年度固定資産税に係る一般路線評価業務委託

一金 円也
(税込み)

仕 様 概 要	・ 委託場所	能代市内
	・ 委託内容	別紙のとおり
	・ 完了期限	令和 9 年 1 月 2 9 日
	・	

能 代 市

(2) . .

項	業 務 名 及 び 名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	直接費 計画準備 計画準備	1	式			
	路線価地区 現地調査	1,991	本			既設路線数
	既存路線区分の調整	1	式			
	路線の新設	45	本			見込数量
	地価形成要因の入力	1,991	本			既設路線数
	比準表の検討と作成	1	式			
	路線価の評点付	1,991	本			既設路線数
	路線価評価書の作成	1	式			
	路線価図の作成	1	式			
	その他地区 評価調書の作成	1	式			その他地区 550件
	間接費 諸経費	1	式			
	小 計					
	消 費 税					小計×10%
	合 計					小計+消費税

仕 様 書

1 件 名

令和 9 年度固定資産税に係る一般路線評価業務委託

2 目 的

路線価地区及びその他の地区の評価価格を求め、もって固定資産税における適正な時価の評価に寄与することを目的とする。

3 委託業務の内容

固定資産税における路線価及びその他の地区の評価を行い、その結果を報告する。
下落修正を必要とする場合は、その結果を報告する。

4 評価の対象

評価の対象となるものは、既存路線価地区 1,991 路線（新設および廃止路線含む）、およびその他の地区 550 区域とする。

なお、既存路線価地区において、新たに宅地に接する道路が付設された場合、必要に応じて路線価の付設を行うこととする。

5 評価の基準

評価にあたっては、固定資産評価基準（昭和 39 年自治省告示第 3 号）第 1 章第 3 節 3 及び各関係法令の規定に基づいて実施し、記載のない事項は協議の上指示に従うこと。

6 評価時点

本業務における路線価格は令和 8 年 1 月 1 日を基準年度価格とする。
ただし、下落修正を必要とする場合は、令和 8 年 7 月 1 日とする。

7 土地価格比準表作成及び見直し

土地価格比準表の作成及び見直しは、路線価地区に適用するため、標準宅地鑑定価格及び価格形成要因調査を基に不動産鑑定評価の観点及び統計的な分析から、価格に対する各価格形成要因の影響度を把握し、地域特性と価格事情を加味し、路線価格を算定するための土地価格比準表を作成するものとする。

8 結果の報告

路線評価の路線評価書に所定の事項を記載して行うものとする。

9 提出期限

路線評価書の提出期限は、令和9年1月29日とする。

10 提出先

能代市総務部税務課

11 提供する資料

一般路線評価を行うにあたって必要な資料は、受注者と協議の上、発注者から提供する。

12 成果品

本業務についての成果品は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 路線価評価調書 | 一式 |
| (2) 路線価図（公開用） | 一式 |
| (3) 路線価図（資料用） | 一式 |
| 各2部 | |

13 その他

- (1) 評価にあたっては、事前の意見交換、情報交換等を通じ、地価公示並びに地価調査価格との均衡及び固定資産税における評価の面的な均衡に十分留意すること。
- (2) 受注者は、発注者から送付された関係資料を委託業務の処理以外に使用してはならない。
- (3) この仕様書に定められていない事項については、発注者と協議すること。

路 線 価 等 集 計 表

★路線価（市街地）

(件)

No.	区 分	路線数	主要道路 (標準地)	その他道路
1	元町	33	6	27
2	畠町	25	4	21
3	富町	23	1	22
4	御指南町	13	1	12
5	日吉町	33	3	30
6	万町	33	3	30
7	大町	21	3	18
8	川反町	13	1	12
9	浜通町	8	1	7
10	下浜	1	1	0
11	清助町	17	1	16
12	盤若町	14	1	13
13	大手町	19	6	13
14	上町	16	2	14
15	柳町	28	5	23
16	西通町	25	3	22
17	末広町	40	1	39
18	景林町	26	2	24
19	住吉町	26	3	23
20	東町	16	2	14
21	南元町	13	3	10
22	追分町	7	1	6
23	若松町	23	0	23
24	栄町	26	2	24
25	通町	18	2	16
26	松美町	36	3	33
27	萩の台	9	0	9
28	昭南町	18	1	17
29	青葉町	23	2	21
30	花園町	40	2	38
31	中和一丁目	33	3	30
32	中和二丁目	18	0	18
33	明治町	32	2	30
34	中川原	59	4	55
35	中嶋	7	1	6
36	緑町	20	1	19
37	出戸本町	41	4	37
38	字豊祥岱	65	9	56
39	字寿城長根	76	5	71
40	字鳥小屋	154	16	138
41	工業団地	3	3	0
42	向能代字上野	32	2	30
43	向能代字上野越	7	1	6
44	向能代字平影野	9	2	7
45	落合字下大野	19	2	17
46	落合字中大野	25	3	22
47	落合字上谷地	5	1	4
48	落合字下谷地	30	1	29
49	落合字下前田	18	1	17
50	落合字上前田	25	3	22
51	落合字上悪土	19	0	19
52	落合字下悪土	9	1	8
53	落合字古悪土	10	0	10
54	落合字上釜谷地	28	0	28
55	落合字古釜谷地	9	0	9
56	落合字下釜谷地	3	0	3
57	字田子向	31	1	30
58	字長崎	38	0	38
59	字下瀬	18	1	17
60	字大瀬儘下	62	1	61
61	字藤山	27	2	25
62	字松長布	26	1	25
63	字西大瀬	13	1	12
64	字十洲崎	9	0	9
65	河戸川	80	7	73
66	二ツ井町	288	34	254
	合 計	1,991	179	1,812

★標準宅地比準評価地域

(件)

区 分	評価額付設	標準地
榊	6	1
	37	6
	25	8
	35	8
鍼灸	29	9
扇田	26	10
鶴形	27	7
桧山	49	13
河戸川	35	8
浅内	72	16
向能代・落合	31	8
須田・竹生	47	12
朴瀬	37	12
常盤	50	13
二ツ井町	44	44
合 計	550	175